

島根労働局発表
令和3年12月2日

担当 島根労働局職業安定部職業対策課
課長 後藤 宏光
地方障害者雇用担当官 山本 章
TEL 0852-20-7021

県内各業種初の「障害者雇用に関する優良な中小事業主」を認定しました
～ 県内縫製業 認定第1号は 株式会社KUTO ～
～ 県内建設業 認定第1号は まるなか建設株式会社 ～

島根労働局（局長 倉持 清子（くらもち きよこ））は、このたび「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく、障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（以下「もにす認定制度」）で島根県内第4号、第5号の認定を行いました。

受賞事業主の認定式は、以下のとおり行います。

「もにす認定制度」とは、障害者雇用の促進および雇用の安定に関する取り組みの実施状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度で、令和2年4月から実施しています。

この認定制度により、認定企業が障害者雇用における身近なロールモデルとして認知されることで、地域における障害者雇用の取り組みの一層の推進が期待されます。

また、認定されると、自社の商品・サービス・広告などに「認定マーク」を表示することができ、日本政策金融公庫の低利融資対象となるほか、島根労働局ホームページへの掲載など、周知広報の対象となるなどのメリットがあります。認定をご希望される事業主の方は、必要書類を主たる事業所を管轄する労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。



認定マーク【もにす】

共に進む(ともにすすむ)という言葉に由来し、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待し、名付けられたものです。

○認定式

- 1 日 時 令和3年12月8日（水）午前10時から
- 2 場 所 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階
島根労働局専用大会議室
- 3 受賞事業主 株式会社 KUTO 代表取締役 福田 圭祐
(松江市宍道町昭和103)
まるなか建設株式会社 代表取締役社長 内藤 忠
(松江市玉湯町布志名767番地52)

「仲間と共に縫製技術で人とまちを楽しくしたい」

株式会社KUTO（松江市）

- 障害のある社員1名（知的障害者）を雇用しており、令和3年6月1日現在の法定雇用率（2.3%）の3倍を超える実雇用率（15.38%）を維持している。
- 雇用にあたっては、養護学校在学中の職場実習を繰り返す中で、作業手順が固定化された仕事が見つけ出し、業務上で使用する自動機（ミシン）やインクジェットプリンターを定位置にセットして作業ができるように、部品や目印をつけるとともに作業手順書を作成するなど、他の社員と変わらぬクオリティの仕事ができるように工夫している。
- 障害のある社員に対する従業員の理解を促進するため、本人の支援機関である障害者就業・生活支援センターから講師を招き、知的障害に関する特性や本人への接し方などのセミナーを実施し、本人が安心して勤務できるように職場内の体制を整備している。また、支援担当者を配置し、仕事の指示や困った際の相談が日常的にできるようにしている。
- 仕事の内容や日々の体調や疲れなどを把握するため作業日報を作成してもらうようにしている。これにより言葉にしにくい本人の気持ちを把握できるようになり、日常的なフォローができる体制になっている。
- 障害者就業・生活支援センターの支援担当者とは、信頼関係が構築されており、いつでも頼れる存在として緊密な連携ができており、定期的な面談の実施や障害のある社員及び企業側の困りごとに対する相談がいつでもできる体制が整っている。
- 各種取り組みの成果として、過去3年間に採用した障害のある社員の就職6か月後及び就職1年後の定着率100%を達成している。

【事業内容】 衣料品の縫製加工（裁断～仕上げ）、オリジナル衣料品の製造（パターン～縫製）、ロゴマーク刺繍加工（5色）、転写プリント加工、小物及び工業用資材の縫製加工

【所在地】 島根県松江市宍道町昭和103

【従業員数】 10名

「働きがいと夢のある挑戦の場がここにある」

まるなか建設株式会社（松江市）

- 障害のある社員 5 名（重度身体障害者、知的障害者、精神障害者）を雇用しており、令和 3 年 6 月 1 日現在の法定雇用率（2.3%）の 2 倍を超える実雇用率（6.02%）を維持している。
- 近隣の養護学校が一般企業への就職を目指し様々な作業班に所属し作業学習を実施していることを知り、作業班の一つである清掃サービス班の作業学習の一環で社屋清掃を依頼したことがきっかけとなり、職場実習（床やトイレ清掃）を受け入れることに繋がった。
職場実習の中で、養護学校の先生と綿密な打ち合わせなどを実施し、本人の障害特性や体力面などを考慮した作業内容を検討し、採用に向けた準備を慎重に進めた。
- 障害のある社員の採用にあたっては、本人の支援機関である障害者就業・生活支援センターとも連携し、入社後 3 ヶ月間は、ジョブコーチによる支援を実施するなど、床やトイレ清掃などの業務が安心して習得できるよう丁寧な指導を行い、また、業務の進め方などが理解しやすいように作業手順書を作成し、手持ち用と掲示用に分けて活用するなど障害特性に配慮した工夫をした結果、順調に職場へ適応できている。
- 業務日報を作成し、作業内容と時間や体調など 1 日を振り返ってコメントや連絡事項を記載することで、言葉にしにくい本人の気持ちなども把握できるよう工夫しており、円滑なコミュニケーションに繋がっている。
- 障害者就業・生活支援センターの支援担当者とは、信頼関係が構築されており、定期的な面談の実施や障害のある社員及び企業側の困りごとに対する相談がいつでもできる体制が整っている。
- 就業規則に障害者雇用に関する項目を盛り込んでいることや、時間単位の年次有給休暇、傷病休暇などを制度化するなど、障害のある社員のみならず、働きやすい職場環境を整備している。

【事業内容】 総合建設業（土木・建築・舗装）

【所在地】 島根県松江市玉湯町布志名767番地52

【従業員数】 101 名

障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

認定事業主となることのメリット

● 認定マークを使用できます！

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます



● 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります！

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります
御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります
障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受けることができる場合があります

詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください

など



「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。※詳しい認定基準については裏面をご参照ください

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>



障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

- ①以下の評価基準に基づき、20点（特例子会社は35点）以上得ること
（取り組み関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること）
- ②法定雇用率を達成していること
雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者*を1名以上雇用していること
※就労継続支援A型事業所の利用者は除く
- ③過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から起算して3年以上経過していること
- ④障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと

※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。か、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点
取組 (アウトプット)	体制づくり	①組織面	特に優良	2点	成果 (アウトカム)	数的側面	⑪雇用状況	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		良	2点	良				2点	
		②人材面	特に優良	2点			⑫定着状況	特に優良	6点
	優良		1点	優良				4点	
	良		2点	良				2点	
	仕事づくり	③事業創出	特に優良	2点		質的側面	⑬満足度、ワーク・エンゲージメント	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		④職務選定・創出	特に優良	2点				良	2点
			優良	1点			⑭キャリア形成	特に優良	6点
		⑤障害者就労施設等への発注	特に優良	2点	優良			4点	
			優良	1点	良			2点	
	環境づくり	⑥職務環境	特に優良	2点	成果関係の合格最低点			6点 (満点24点)	
			優良	1点	取組(アウトプット)	⑮体制・仕事・環境づくり	特に優良	2点	
		⑦募集・採用	特に優良	2点			優良	1点	
			優良	1点	情報開示 (ディスクロージャー)	成果(アウトカム)	⑯数的側面	特に優良	2点
		⑧働き方	特に優良	2点				優良	1点
			優良	1点		⑰質的側面	特に優良	2点	
		⑨キャリア形成	特に優良	2点			優良	1点	
			優良	1点	情報開示関係の合格最低点			2点 (満点6点)	
⑩その他の雇用管理		特に優良	2点	合計の合格最低点			20点 (満点50点)		
		優良	1点	取組関係の合格最低点			5点 (満点20点)		

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

と も に す す む

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

詳しくは、島根労働局、ハローワークへお問い合わせください。